

ニューオータニグループ人権方針

ニューオータニグループは、お客様に「お役に立つ」「喜んでいただく」「楽しんでいただく」「寛いでいただく」という理念のもとに、社会の発展と課題の解決に貢献する活動を行うとともに、人権尊重の取り組みを推進することにより、ステークホルダーに対する責任を果たすため、次のとおり「ニューオータニグループ人権方針」を定めます。

1. 人権尊重に関する約束

すべての人々が享有すべき、基本的人権について規定した『国際人権章典』（世界人権宣言および国際人権規約）、国際労働機関（ILO）の定める『中核的労働基準』に則り、事業活動のすべての場面において、人権を尊重するとともに、役職員および従業員等の一人ひとりが人権に配慮した行動を実践します。

2. 方針の適用範囲

本方針は、すべての役職員および従業員等に適用します。また、ビジネスパートナー、サプライヤー、すべてのステークホルダーに対しても人権を尊重するよう求めてまいります。

3. 多様性の重視と差別の禁止

事業活動において、人種、民族、国籍、性別、性的指向、性自認、年齢、出身、社会的身分、信条、宗教、障がいの有無、身体的特徴などを理由にした差別や人権侵害を行うことなく、多様な人材がいきいきと活躍できる職場環境を推進します。

4. 人権デュー・デリジェンス

国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」の人権デュー・デリジェンスの考え方に基づいて、事業活動と関係する（1）人権侵害などの特定・評価（2）人権侵害などの防止・軽減（3）取り組みの実効性の評価（4）情報の公開、のアクションサイクルにより、人権に負の影響

を与える様々な社会課題の解決に取り組みます。

5. ハラスメントの禁止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント、カスタマーハラスメント等の一切を許容しません。また、ハラスメントへの対策を講じ、対応あるいは被害を被った役職員および従業員等への安全配慮を行い、当該行為を行った者に対して必要かつ適切な措置を講じます。

6. 従業員の安全と健康の維持

健全な職場環境を提供するとともに、安全・衛生に関する法令等を遵守し、健康リスクへの適切な対応を行い、その維持に取り組みます。

7. 救済・是正

事業活動において人権に対する負の影響を引き起こした場合、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済や是正を行い、再発防止に取り組みます。

8. 教育

本方針が事業活動の中で効果的に実施されるために、すべての役職員および従業員等に対して適切な教育、幅広い人権啓発に取り組みます。

9. 対話と協議

事業活動において人権への負の影響を受ける可能性があるステークホルダーとの対話や協議に努めます。

10. 情報開示

人権尊重の取り組みを公式サイト等にて開示してまいります。

2025年4月策定